

中世末期における土師器工人の存在様態

——土佐国『長宗我部地検帳』を題材に——

中 井 淳 史

【要約】 中世土師器は当時の人びとのもっとも身近な道具の一つであったが、その生産の実態は、生産遺跡の発見例が少ないためほとんど論じられてこなかった。本稿では、戦国時代末期の土佐一国の検地記録である『長宗我部地検帳』を題材に、土師器工人所有の屋敷地や田畑、また土師器生産に関わる地名などの記録を集成し、土佐における土師器生産の様態の解明を試みた。その結果、土師器工人は各郡に数軒程度は存在し、屋敷地のほか一定の田畑も所有していたことがわかった。また地名と居住地の傾向から、往古は寺社のもとで製品貢納と引き換えに田畑を与えられたあり方から、大名・国人層に応じて城下や市場集落へ拠点を移し、販売にも携わるあり方へと変化しつつも、なお半農半工として農業に依存していた姿が明らかになった。このモデルは、考古資料にみえる地域性との対比が必要であるが、一つの具体像を提示できた点で中世土器生産論において重要な価値がある。

史林 九九巻四号 二〇一六年七月

はじめに

土師器とは低火度で焼成された素焼きの土器で、中世には「土器（かわらけ）」と呼ばれていた。中世考古学研究では土師質土器やかわらけ（カワラケ）と呼ぶ意見もあるが、本稿では土師器という呼称を採用する。^①この土器は古代以来、杯や皿、高杯などさまざまな器種が生産されてきた。中世には食器や燈明皿、あるいは儀器として使用されることが多く、

近世に至って国産陶磁器にその地位を取って代わられるまで、社会階層を問わず大量に使用された。いわば、当時の人びとにとってもっとも身近な道具のひとつであったといっても過言ではない。

この土器は各地の中世遺跡で大量かつ普遍的に出土するが、器形や細部形態において顕著な地域色がみられることから、特定の生産地から各地へ流通した陶器や大陸からの貿易陶磁器とは対照的に、いわば自給自足的なあり方で生産される土器と漠然と考えられてきた。加えて、軟質なために長期間の使用には不向きな特性から、遺跡や遺構の年代を知るための有効な資料とみなされ、編年研究が各地で精力的にすすめられた。

遺跡や遺構の年代を知る素材という位置づけから脱し、中世文化を語る素材として土師器が注目されるようになったのは一九八〇年代以降である。その嚆矢となったのが、土師器を清浄で使い捨ての儀器と評価づけた藤原良章の議論である。^②鎌倉で大量にみつかった土師器から導き出されたこの見解は、以後の土師器論の基本的な考え方となり、中世全体へ敷衍されて通説的地位を獲得した。とりわけ、室町・戦国時代の土師器に関しては、急増する城館遺跡の発掘調査成果とあいまって、城館で催された式三献などの武家儀礼や饗宴で一回的に使用される儀器という側面が強調され、この時期にみられる京都系土師器（京都の土師器を地方で模倣製作した土師器）の出現を、室町幕府との関係や京文化の受容といった政治的・文化的文脈から解釈する意見が出されるようになった。^④

文化史的な評価をめぐる議論とは対照的に、中世土器・陶磁器研究ではまず最初に検討されるはずの生産論、すなわち、土師器がどこで、どのような工人組織によって生産されていたのかといった問題はほとんど論じられてこなかった。^⑤最大の理由は、中世土師器の生産窯の検出例がきわめて少ない点にある。たとえば京都では、平安京城を中心に膨大な量の土師器が出土するにもかかわらず、それらを供給していた生産遺跡や遺構の確実な発見例はきわめて少ない。^⑥これは他地域においても同様である。製品の量に比して生産遺跡の発見例が圧倒的に乏しいため、窯跡やそこからの出土品から各生産地の時期や特徴を抽出し、消費遺跡からの出土資料と比較するという、土器・陶磁器研究では定石ともいえる方法が

成立しがたいのだ。一方で、実際の出土資料をみれば、地域差や個体差がきわめて大きいことは容易に看取できるため、せいぜい農村を単位とする自給自足的な小規模生産がおこなわれていたと漠然と考えられるようになり、このイメージが厳密な学術的検証を経ぬまま通説的な理解として受容されてきたのであった。^⑦

土師器生産の実態が一種のブラック・ボックスとしてのこされている現状は、冒頭で述べた土師器をめぐる議論の広がりを考えれば、決して好ましいものではない。たとえば、京都系土師器の出現は京都風の土師器を欲した地方領主層の意向の反映と論じられてきたが、生産の実態がわからないままでは、これが本当に領主層の関与によるものかは断言できない。たとえそうだとしても、地方で京都風の土師器をもとめる欲求が模倣品の生産として具現化するプロセスの詳細は解明されぬままであり、掘り下げた議論が不可能となる。中世土師器の研究全体を深化させるうえでも、生産論はもはや避けて通れない。

では、生産遺跡の検討が期待できない状況で、いかなる方法でこの問題の克服をはかればよいだろうか。有効と思われるのは、文献史料などからある程度、土師器工人や生産のあり方に関するモデルをつくり、これを実際の考古資料と対比させて検証する方法だ。かかる視点にたった研究は過去にも皆無ではないが、近世・近代の史料や民俗例から類推したものであるため、^⑧ただちに中世土師器の生産モデルとみなすには躊躇される。同時代史料に基づく検討が必要である。

本稿では以上のような問題意識にたち、中世史料の検討を通じて土師器工人のあり方の復元を目的とする。稿者は旧稿で、南都の土器座の史料などから土師器生産の一樣態を検討した。^⑨南都では座組織を基盤とした土師器生産が一五世紀代には成立していたが、このあり方が全国各地で均一的にあてはまるとも考えにくい。地方の史料を博搜し、各地の事例を積み重ねていくことが不可欠だ。^⑩そこで、本稿では『長宗我部地検帳』をとりあげ、中世末期の土佐国に焦点をあてて、生産の実像を解明する。考古資料との対比検証は今後の課題とせざるを得ないが、まずは議論の前提となるモデルの提示をはかりたい。

① 用語の妥当性については、中井淳史『日本中世土師器の研究』、中央公論美術出版、二〇一一年で論じた。

② 藤原良章「中世の食器・考」（かわらけ）ノート」（日本エディタースクール出版部『列島の文化史』五、一九八八年など）。

③ 小野正敏『戦国城下町の考古学』（講談社選書メチエ）、講談社、一九九七年など。近年の成果としては、五味文彦・小野正敏・萩原三雄編『宴の中世』、高志書院、二〇〇八年などがあげられる。

④ 小野前掲註③文献など。

⑤ とはいえ、製作技法などのように遺物の観察から導き出せる問題については相応の議論が展開されてきた。伊野近富「かわらけ」考『京都府埋蔵文化財論集』第一集、（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター、一九八七年、横田洋三「土師器Ⅲ編年試案」『平安京跡調査報告 平安京左京五条三坊十五町』（財）古代学協会、一九八一年などを参照。伊野は、自身が提示した土師器の分類や変遷と、文献史料にみえる土師器生産地をつき合わせ、灰白色系の土師器の生産地を嵯峨野とするなど、生産地の比定をおこなっている。

⑥ 百瀬正恒の整理によれば、京都市内では岩倉幡枝（左京区）、双ヶ岡（右京区）など三箇所ですり器焼成窯と推定される事例が確認されているが、いずれも発掘調査を経たものではない。百瀬正恒「京都の土師器生産と搬入土師器」『中近世土器の基礎研究』Ⅱ、日本中世土器研究会、一九八六年。発掘調査で発見された事例としては、一五〜一六世紀前後と想定されるが、深草（西飯食遺跡、伏見区）や岩倉（元稲荷窯跡、左京区）で窯壁片や窯遺構の一部とおもわれる資料の出土が報告されている。しかしながら、土師器の膨大な量と比べれば、生産の全容が考古学的に明らかになったとは到底いえる状況ではない。（財）京都市埋蔵文化財研究所『平成二年度 京都市埋蔵文化財調査概要』、二〇〇三年、京都市文化市民局『京都市内遺跡発掘調査概

報 平成八年度、一九九七年。ただし、文献史料からは、時代によって変動はみられるものの深草や嵯峨、岩倉、栗栖野などいくつかの生産地が存在していたことが知られている。伊野前掲註⑤文献などを参照。

⑦ 脇田晴子は、『醍醐雜事記』にみえる土器作手や、室町時代の南都土器屋の断片的な史料を検討し、ほかの手工業生産者の状況とも対比しながら、同業村落の存在を想定し、そこに居住する工人がそれぞれ権門領主に従属する「散りがかり的」なあり方を提示した。脇田晴子「中世土器の生産と流通」『中近世土器の基礎研究』Ⅱ、日本中世土器研究会、一九八六年。脇田の示したこの生産者像は、土師器の出土傾向や型式学的特徴と矛盾するものではなかったため、考古学の側からも批判的に検討されることなく、漠然と通説的地位を得てきた。

⑧ たとえば、近代の岩倉（京都市左京区）や近世の市坂（京都府木津川市）にのこる史料や民俗例を検討した難波洋三や田中一廣の研究が先駆的な事例としてあげられる。これらによって近世・近代の土師器生産の一端が明らかになったのは確かであるが、ただちに中世まで遡及できる保証はまったくなく、あらためて検討しなければならない。なお、京都周辺で出土する土師器をみるかぎり、中世土師器と近世以降の土師器では硬度に顕著な相違がある。これは焼成温度の差に由来すると思われる。中世と近世以降では焼成窯の構造が異なっていたと推測され、ひいては生産のあり方にも相違があった可能性も十分に考えられる。難波洋三「市坂の土器作り」『京都大学構内遺跡調査研究年報 一九八六年度』、京都大学埋蔵文化財研究センター、一九八九年、田中一廣「京・岩倉・木野の土師器生産と流通（一）」忠大夫藤本美佐氏「土器のひかえ」帖から『大阪府埋蔵文化財協会 研究紀要』三、（財）大阪府埋蔵文化財協会、一九九五年を参照。

⑨ 中井前掲註①文献。

⑩ 地域の土師器生産をとりあげた文献史学的研究としては、このほか小柳和宏の成果を指摘できる。小柳和宏「中世土器生産小考―文書・地名から土器生産地を探る―」『大分県地方史』第一四三号、大分県地方史研究会、一九九一年。小柳は豊前・豊後の中世文書を博搜し、それらにみえる古地名から土師器の生産地を検討したものである。一方、考古学的研究としては、土師器の詳細な型式学的分析から土師器製作者個人の抽出をはかった松本建速の研究や、京都系土師器の型式

学的差異から生産集団の抽出を試みた稿者の検討がある。松本建速「手づくねかわらけからみた個の解釈―柳之御所跡出土手づくねかわらけ制作者の「くせ」とそれから派生する諸解釈―」（財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター『紀要』XIV、一九九四年、中井淳史「土師器生産体制変容の一餉―中世末期の出雲東部地域を中心に―」日本中世土器研究会『中世土器研究論集』、二〇〇一年（のち前掲註①文献に収録）。

一 『長宗我部地検帳』にみえる土佐国の土師器生産

（一）『長宗我部地検帳』

『長宗我部地検帳』（以下、『地検帳』と略す）は太閤検地の一環として、土佐の戦国大名長宗我部氏によって実施された検地の帳簿である。天正一五（一五八七）年から一八（一五九〇）年におこなわれた惣国検地に加え、文禄四（一五九五）年から慶長三（一五九八）年の再検地の成果をまとめたもので、土佐一国をほぼ網羅した三六八冊が現存する（高知県立図書館蔵）。この検地帳は関ヶ原の戦い後に入部した山内氏に引き継がれ、土佐藩の本田高を示すものとして厳重に保管されてきた。^①『地検帳』の特徴は、一国規模で帳簿が残存している唯一の例という点もさることながら、一筆ごとの地目・等級・面積・石高・名請人を記録する太閤検地の基本原則とは異なり、石盛を導入せず、上級知行者から給人、名主職、作職に至るまで、中世的な重層的所領支配の状況をそのまま記載していることにある。そのため、この史料は中世末期の土佐国における土地制度のみならず、戦国大名長宗我部氏や国人層の動向を知る素材、また戦国期城下町の歴史地理学的研究の素材として、多くの研究者によって検討されてきた。その多大な成果を逐一吟味するだけの余裕はないけれども、本稿では従来の研究とは視点を变えて、『地検帳』にみえる土師器生産に関する記録にとくに着目する。^②土師器の生産や販

売に携わったと思われる人々の土地所有の記録や、土師器生産との関わりを反映したと考えられるホノギ（小字）名などを集成し、土師器工人の分布や土地の保有状況などを検討する。この史料をとりあげるのは、一国規模での土師器生産の動向分析が可能となり、地方における生産モデルを提示するうえで非常に好適であると考ええるからである。

（二） 土佐国における土師器生産工人の分布

以下の検討にあたっては、高知県立図書館が翻刻した刊本（高知県立図書館編『長宗我部地検帳』、一九五七―一九六五年）に拠った。

長宗我部氏の惣国検地は複数の役人が分担して実施したため、一筆ごとの情報や表記のスタイルには若干の不統一がみられるものの、基本的には郷村ごとに、土地一筆ごとの面積、場所（郷村名、ホノギ）、打出分の面積、田畑・屋敷の種類や等級、知行者や作職などの土地所有の状況を記録する。『地検帳』の記載上の特徴として、（一）一段（反）＝五〇代＝三〇〇歩と、太閤検地の基準に拠りつつも「代」という土佐独自の単位を利用すること、（二）耕作者だけでなく、各種知行者の情報まで記載されていることなどが指摘されよう。とくに（二）については、上級知行者を示す「**分」や、配下の給人などの下級知行者を示す「**給」、長宗我部氏の直轄領でみられる「**名」や「御直分」、「散田」、また名主職を示す「**扣」などの土地所有を示す各種の呼称、屋敷地の場合には居住者登録を示す「**居」、このほか既往の研究でも実態が明らかにされていない「**抱」、「**持」などといった多彩な表記があり、非常に複雑だ^④。

第1表は、『地検帳』にのこる土師器工人と思われる人物の所有地（屋敷地・給田など）や、土師器生産との密接な関連がうかがわれるホノギ名などが注記された記録を一覧にしたものである。土佐国七郡で計一六七例集成できた。以下、第1表をもとに土師器工人の分布や様態を検討する。

土師器工人の呼称としては、おおよそ四種類が確認できた。単に「土器」「カワラケ」と記すだけのもの、個人名の前

に「土器」をつけるもの、個人名の前に「土器屋」をつけるもの、「一宮土器屋」「朝倉ノ土器」「カモチ土器」のように地名を冠するものだ。中世において「土器」「かわらけ」とは旧稿でも明らかにしたように、低火度焼成の土器全般をさす語彙であって、必ずしも土師器のみに限定されるわけではないが、戦国時代の土佐国では中国からの貿易陶磁器や、畿内や伊勢から搬入された土器があるほかは、形状や胎土などからみて明らかに地元産と考えられる土師器が一定量出土しているの^⑥、ここでは文字通りに土師器、ひいては土師器工人をさすとみてよいだろう。実名の有無は、おそらくは検地実施の時点において、担当役人が把握していたか否かのちがいはなかろうか。

以上の呼称において、「土器」と「土器屋」の両方が確認できる点は、生産と販売の状況を考えるうえで興味深い^⑦。ここで詳しくみてゆくと、同じ名前の人物が「土器」と「土器屋」で書き分けられる例がある。「土器孫六」（第1表81～83）、「土器屋九良兵衛」（第1表86～88・90・91）、「土器与七良」（第1表118・119・125）の三例だ。彼らが居住ないし保有する屋敷地や田畑の位置する村内には、同名異人と思われる人物はみあたらないので、「土器」と「土器屋」の書きわけは別人を示すものではなく、おそらくは検地役人の表記不統一によるものであろう。京都や南都の事例においても、生産者と販売者が明確に分化していた徴証はみられないので、土佐も同様であったと考えておきたい。

第1表で示した情報をもとに、郷村ごとに大まかにその分布を整理したものが第1・2図である。図中の星印は土師器工人が所有していた屋敷地を示したものである。『地検帳』には、屋敷地の面積や等級、登録者（主）の居住の有無程度しか記されず、粘土の採取地や窯の存在など、生産に直接かわる情報はほとんどみられない。しかしながら、居宅内かその周囲に窯を設けるというきわめて家内産業的な色彩のつよい近世以降の京都の事例^⑧を敷衍するならば、星印は単に工人の居所を示すだけでなく、実際に土師器を製作・焼成した場所、すなわち生産地でもあったと考えてよいだろう。

土師器工人が所有する屋敷地は七郡すべてにみられ、あわせて二三筆分確認できた。高岡郡が最多で八筆分、最少は香美郡と幡多郡で各一筆分である。これらのうち、本人の居住を示す「主居」の記載は七筆分しかみられないが、概して

第1表 『長宗我部地検帳』にみる土師器工人関連記録

工人名	ホノギ名等	郷村名（現市町村）	種別・等級	規模	登録人	備考
【安芸郡】						
1	土器	土器ヤシキ	安田庄安田浜（安田町）	屋敷・中	10代	安田分 土器給
2	土器		安田庄安田浜（安田町）	田・中	45代	安田分 土器給
3	土器屋		井尾喜村井尾喜（安芸市）	屋敷・下々	1段49代2歩	土器屋給
4	土器屋		井尾喜村井尾喜（安芸市）	屋敷・下	19代3歩	土器屋給
5	土器屋		井尾喜村井尾喜（安芸市）	田・下	3代2歩	土器屋給
6	土器両金	土器テン	和食下分 草田村西分（芸西村）	田・中	22代1勺	土器両金給
7	（土器）両金		和食下分 草田村西分（芸西村）	田・上	27代1歩	八幡領 両金給
8	（土器）両金		和食下分 草田村西分（芸西村）	田・上	38代2歩	八幡領 両金給
9	土器		和食庄 中内（芸西村）	屋敷・下	48代1歩	土器給
10	土器		和食下分 草田村（芸西村）	田・上	40代3歩	土器給
11	土器屋新兵衛		安芸庄 浜後村（安芸市）	田・上	1段1代2歩	土器屋新兵衛給ト有
【香美郡】						
12	土器二良兵衛		夜須庄 出口村（香南市）	田・上々	41代3歩1勺	土器二良兵衛給
13			夜須庄（香南市）	田・上	1段11代1歩1勺	助大輪給
14	土器		大忍庄 菊屋村（香南市）	田・中	2段17代	土器給 市原又市郎担
15	土器		大忍庄 菊屋村（香南市）	田・中	1段1代	土器給 市原又市郎担
16		土器田	大忍庄 菊屋村（香南市）	田・上	10代	海老持
17	土器		大忍庄 王子村（香南市）	田・中	2段26代4歩	土器給 今は市原又市郎
18			大忍庄 王子村（香南市）	田・下	34代2歩	御公田 土器田 小作中村惣左衛門担
19	土器介大夫		大忍庄 王子村（香南市）	田・下々	1段13代	御公田 土器田 土器介大夫給
20			大忍庄 王子村（香南市）	田・下々	1段13代	土器田 岸本次堂神六担
21			大忍庄 王子村（香南市）	田・下々	1段22代	御公田 土器田 小作中村惣左衛門担
22			大忍庄 王子村（香南市）	田・下々	30代	御公田 土器田 小作中村惣左衛門担
23			香宗分 遠崎（香南市）	田・下	42代1歩	海老給
24	土器		上田村（南国市）	屋敷・中	44代	土器給
25	土器那左衛門		岩村郷 福田村（南国市）	不明	1段10代	土器那左衛門給
26	土器屋		岩村郷 徳松村（南国市）	田・中	1段	土器屋給
27	土器那左衛門		岩村郷 神邊寺北代村（南国市）	田・中	40代	土器那左衛門給
28	土器那左衛門		岩村郷 松本村（南国市）	田・下	1段10代4歩	土器那左衛門給
29		カワラケテン	山田郷 並生谷 ホウノ木（香美市）	田・中	1段10代	近村分 前田千鍋給
30	（土）器		山田郷 時久ノ後（香美市）	田・上	1段40代2歩	高瀬藤二良給 （土）器給
31	（土）器		山田郷 時久ノ後（香美市）	田・中下	26代5歩1勺1合	高瀬藤二良給 （土）器給
【長岡郡】						
32			下田村（南国市）	田・下	10代5歩	吸江（吸江庵）分 弥助作
33	土器田		介良庄（南国市）	田・下	1段	横山紀兵衛給
34	カワラケ田		介良庄（南国市）	田・下	10代3歩	横山九郎兵衛分 三郎衛門作
35	カワラケ田		介良庄（南国市）	田・下	5代2歩	島村三郎衛門分 主作
36	カワラケ田		介良庄（南国市）	田・下	1段	中島治衛門給 九郎衛門作
37	カワラケ田		介良庄（南国市）	田カ・下	23代2歩	島崎孫五郎給 主作
38	カワラケ田		介良庄（南国市）	田・下	1段30代	横山彦十郎給
39	カワラケ田		介良庄（南国市）	田・下	15代	横山彦十郎分
40	カワラケ田		介良庄（南国市）	田・下	1段5歩	横山市介給 新左衛門作
41	カワラケ田		介良庄（南国市）	田・下	1段5代4歩	横山与三衛門給 主作
42	カワラケ田		介良庄（南国市）	田カ・下	1段	横山仁右衛門分 吉田三郎左衛門給

	工人名	ホノギ名等	郷村名（現市町村）	種別・等級	規模	登録人	備考
43		カワラケ田	介良庄（南国市）	田・下	45代1歩	横山彦十郎給	
44		土器ヤシキ	大津郷（南国市）	屋敷・中	40代	野中名 太郎左衛門扣	
45		土器キウ	大堀郷（南国市）	田・下々	2段38代3歩	広井分 宗左衛門扣	
46			甘枝郷（南国市）	田・下	2段30代	モトハ土器給	
47	土器		甘枝郷（南国市）	川原	4段	土器給	
48	土器屋		甘枝郷（南国市）	田・中	23代3歩	桑名分 土器屋扣	
49	土器		甘枝郷（南国市）	田・中	1段2歩	土器給	
50		カハラケ給田	甘枝郷（南国市）	畠・下	1段4歩	観音寺分 四郎兵衛作	
51	カハラケ		古市（南国市）	屋敷・下	4段13代3歩	岡田喜左衛門給 カハラケ	屋敷数は 3
52	土器		江村郷 小龍ノ村（南国市）	田・不明	1段42代4歩	土器給 福留神兵衛作	
53	（一宮土器屋）		江村郷 蒲原ノ村（南国市）	田・下	1段40代5歩	蒲原給 一宮土器屋ヨリ久武内蔵買地	
54	一宮土器		江村郷 蒲原ノ村（南国市）	田・下	3段7代4歩	蒲原給	
55	（一宮土器屋）		江村郷 蒲原ノ村（南国市）	田・下	1段2代2歩	蒲原給 一宮器屋ヨリ芝内喜兵衛買地	
56	土器		江村郷 蓮如寺村（南国市）	田・中	49代1勺	八幡領 土器扣	六月一日御供田御水田
57	土器九郎兵衛	カハラケキウ	江村郷 大谷口ノ村（南国市）	田・下	1段34代2歩	八幡土器田 土器九郎兵衛扣	兼序寺買地
58	土器屋		江村郷 八幡村（南国市）	田・下	3代1歩	小野民部丞給 土器屋扣	
59	土器屋九郎南門	土器ヤシキ	江村郷 八幡村（南国市）	屋敷・中	2段18代3歩	八幡領 土器屋九郎南門扣・居 姫蔵左兵衛扣	
60	土器屋		江村郷 八幡村（南国市）	田・中	1段49代2歩1勺	八幡領 土器屋給	
61		西土器給	蚊居田村（南国市）	田・中	2段23代5歩1勺	石谷分 西郎太郎作	
【土佐郡】							
62	土器		一宮庄 荻野村（高知市）	田・下	8代5歩	坂本一助給 土器給	
63	土器		一宮庄 一宮村（高知市）	田・中	1段33代	坂本一助給 土器給	
64	土器		一宮庄 一宮村（高知市）	サンハクヤシキ	1段18代	坂本一助給 土器給 二郎左衛門居	二郎左衛門居
65	土器		一宮庄 一宮村（高知市）	田・中	13代	坂本一助給 土器給	
66	土器屋□□		朝倉庄 朝倉土居東村（高知市）	屋敷・中	2段5代	土器屋□□	主居
67	土器屋		朝倉庄 朝倉村（高知市）	田・中	1段8代4歩1勺	土器屋給	主作
68	土器屋		朝倉庄 朝倉村（高知市）	田・下	9代2歩	土器屋給	
69	土器屋		朝倉庄 朝倉村（高知市）	田・下	14代1歩	土器屋給	
70	土器屋		朝倉庄 朝倉村（高知市）	田・中	3段33代	土器屋給	主作
【吾川郡】							
71	土器神介		長浜村 中西（高知市）	屋敷・下	1段3勺	西永弘分 土器神介給	主居
72	かわらけ		長浜村 スクミ（高知市）	山畠・下々	12代	散田分 かわらけ扣	久荒
73	土器治部		喜津賀村 応福（高知市）	畠田・上	40代1歩	喜津賀分 土器治部給	
74	土器治部		仲村郷 喜津賀西分 マスイノ村（高知市）	屋敷・中	1段30代5歩1勺	新吾名 土器治部給	
75	土器		仲村郷 喜津賀西分 マスイノ村（高知市）	屋敷・上	39代1勺	万々分 土器給	人ハ不居
76	土器		仲村郷 喜津賀西分 マスイノ村（高知市）	田・中	1段19代1歩1勺	和田左馬土地 土器扣	
77			仲村郷 喜津賀西分 川フチ村（高知市）	田・中	1段15代	一成名 植田五郎左衛門尉給	カワラケ田
78	土器		仲村郷 喜津賀西分（高知市）	田・上	3段7代1歩1勺1合	土器給	
79	かわらけ		仲村郷 喜津賀東分 吉原村（高知市）	田・中	37代	左京進殿分給 かわらけ給	
80	カワラケ		弘岡 中之村・上之村 薪在家（高知市）	屋敷・下	1段4代1勺	カワラケ給	主居
81	土器孫六		弘岡 中之村・上之村 アナカマ（高知市）	畠・中	1段37代3歩	土器孫六給	主作
82	土器孫六		弘岡 下村（高知市）	畠・中	31代2歩1勺1合	土器孫六給	主作
83	土器孫六		弘岡 下村 稲葉（高知市）	畠・上々	1段9代2歩1勺	土器孫六給 右馬助作	
84		カワラケカ谷	仁ノ村西畑（高知市）	畠・下々	12代	散田 小島右京左衛門扣	久荒
85	土器テン		大野郷 伊野村 是友（いの町）	田・上	42代2歩	土居孫四良給	

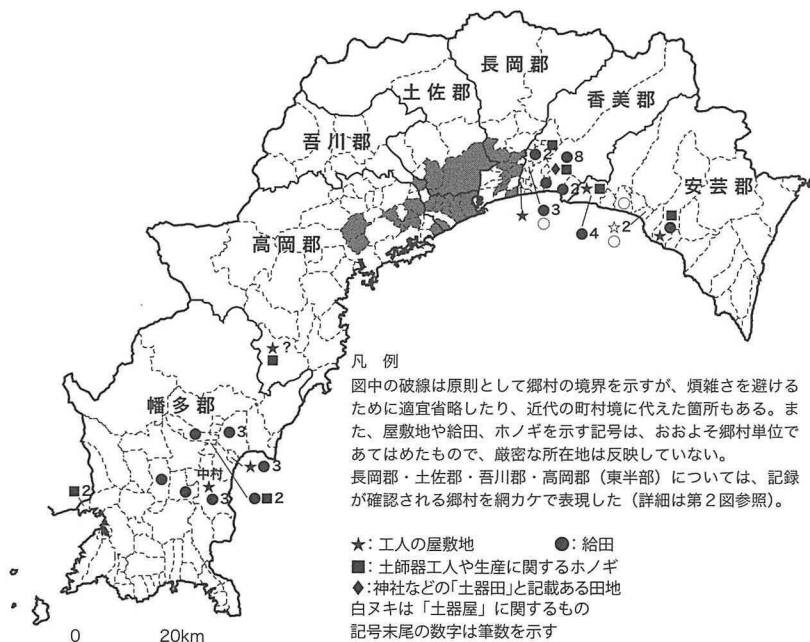
	工人名	ホノギ名等	郷村名（現市町村）	種別・等級	規模	登録人	備考
【高岡郡】							
86	土器ヤ九良兵衛	土器ヤシキ	新居庄（土佐市）	屋敷・上	1段42代	土器ヤ九良兵衛給	
87	土器ヤ九良兵衛	土器ヤシキ北	新居庄（土佐市）	畠・下	33代	土器ヤ九良兵衛給	
88	土器ヤ九良兵衛	土器ヤシキノ上	新居庄（土佐市）	切畑	16代4歩	土器ヤ九良兵衛給	
89	土器		新居庄 しは村（土佐市）	畠・中	1段29代2歩	土器名 弥右衛門作	
90	土器（九良兵衛）		新居庄 しは村（土佐市）	畠・中	1段10代4歩	土器名 九良兵衛扣	
91	土器（九良兵衛）		新居庄 しは村（土佐市）	畠・下	1段	土器名 九良兵衛扣	
92	土器		新居庄 しは村（土佐市）	畠・中	1段	土器名	
93	土器		新居庄 しは村（土佐市）	畠・中	1段1代1歩1勺	土器名	
94	かわらけ		新居庄 しは村（土佐市）	畠・中	29代2歩	かわらけ給	
95	土器		新居庄 しは村（土佐市）	畠・下	2段29代3歩	土器名	
96	土器		新居庄 しは村（土佐市）	畠・下	49代	土器名	
97	土器		新居庄 しは村（土佐市）	田・中	32代5歩	土器名	
98	土器		新居庄 しは村（土佐市）	屋敷・中	1段5代3歩1勺	土器名	
99	土器		新居庄 しは村（土佐市）	畠・下	3代2歩	土器給	主作
100	土器屋		新居庄 しは村（土佐市）	畠・下	1段30代2歩1勺	土器屋給	主作
101	土器		新居庄 しは村（土佐市）	畠・下	1段35代	土器名	
102	土器		新居庄 しは村（土佐市）	畠・下	41代	土器給	
103	土器		新居庄 しは村（土佐市）	田・下	40代2歩1勺	土器名	
104	土器		新居庄 しは村（土佐市）	田・下	45代5歩	土器給	
105	かわらけ		新居庄 しは村（土佐市）	田・下	1段4代3歩	かわらけ名 六郎左衛門作	
106	土器		新居庄 しは村（土佐市）	田・下	40代	土器名	
107	かわらけ		新居庄 しは村（土佐市）	田・下	34代	かわらけ名	
108	土器	土トリハ	高岡村（土佐市）	畠・上	48代1歩1勺	土器給 市介扣	
109	土器		高岡村（土佐市）	畠・上	1段5代	土器給	
110	（かわらけ）		高岡村 下分（土佐市）	畠・下	47代4歩	寛通給	本かわらけ給
111	（かわらけ）		高岡村 上分（土佐市）	畠・下	2段	三宮給	本かわらけ給
112	土器		高岡村 上分（土佐市）	屋敷・上	42代5歩	土器給 七良左衛門居	
113	朝倉ノ土器		高岡村 上分（土佐市）	畠・下	40代3歩	朝倉ノ土器給	
114	土器七郎左衛門		高岡村 上分（土佐市）	田・上	1段21代4歩	土器七郎左衛門給	主作
115	（土）器市介		高岡本郷（土佐市）	田・下々	1段5代	器（カワラケ）市介給	朝倉に居住 主作
116	土器善四良		蓮池郷 堀後村（土佐市）	田・下	1段20代2.5歩	土器善四良給	朝倉に居住 主作
117	土器善四良		蓮池郷 福良村（土佐市）	屋敷・中	1段8代1歩	土器善四良給	主居
118	土器与七良		蓮池郷 永見（土佐市）	田・下	49代1歩	土器与七良給 彦七作	一宮に居住
119	土器与七良		蓮池郷 椎木和田村（土佐市）	田・下	49代	一宮 土器与七良給 新左衛門作	
120	土器善四良		蓮池郷 口田村（土佐市）	田・上	1段15代2歩	土器善四良給	主作
121	土器善四（良カ）		蓮池郷 白土村（土佐市）	田・下	30代2.5歩	土器善四給	主作
122	土器		蓮池郷 大シノノ村（土佐市）	畠・下	31代2歩	安並三左衛門給 土器作	
123	土器		蓮池郷 南浦村（土佐市）	畠・下々	44代2歩	安並三左衛門給 土器作	
124	土器		蓮池郷 北地界村（土佐市）	田・下	40代	安並三左衛門給 土器作	
125	土器与七良		蓮池郷 跡切村（土佐市）	田・下	30代	土器与七良給 弥十郎作	
126	土器		波介郷 大谷村（土佐市）	田・下	21代	土器給	
127	土器		波介郷 大谷村（土佐市）	田・下	44代3歩	土器給	本八万法寺分
128	一宮土器		波介郷 馬場村（土佐市）	田・下	37代1歩	一宮土器給	本八天竺分
129	土器		波介郷 馬場村（土佐市）	屋敷・中	25代	土器給	主居
130	土器		波介郷 波介村（土佐市）	畠・下	1段2代5歩	土器給	

	工人名	ホノギ名等	郷村名（現市町村）	種別・等級	規模	登録人	備考
131	土器		波介郷 波介村（土佐市）	田・上	1段7代1歩	土器給	
132	土器		波介郷 板谷村（土佐市）	田・中	2段15代	土器給	
133	土器		岩戸村 江良（土佐市）	田・下	2段4代3歩	土器給	岩戸天神土器田
134	土器		甲原村 神谷（土佐市）	田・中	38代3歩	土器給	
135	土器	土器ヤシキ	甲原村 太川内（土佐市）	田・下	14代5歩	土器給	本天神領 主居
136	土器		甲原村 太川内（土佐市）	屋敷・中	1段3代	土器給	
137	土器		甲原村 太川内（土佐市）	屋敷・下	6代	土器給	
138	土器		甲原村 太川内（土佐市）	切畑	25代	土器給	
139	土器		甲原村 太川内（土佐市）	田・下々	8代	土器給	
140	土器		甲原村 太川内（土佐市）	田・中	2段27代1歩	土器給	
141	土器		甲原村 太川内（土佐市）	田・下	1段41代	土器給	
142	かわらけ		度賀野庄 度賀野村（佐川町）	田・中	1段17代2歩	愛宕領 かわらけ扣	
143	土器		度賀野庄 度賀野村（佐川町）	田・下	1段39代	土器給	
144	土器		度賀野庄 度賀野村（佐川町）	田・上	1段24代	土器給	
145	土器		度賀野庄 度賀野村（佐川町）	田・中	2段3代3歩1勺	土器給	
146	土器		度賀野庄 度賀野村（佐川町）	屋敷田・中	1段3代1歩	土器給	
147	土器		度賀野庄 山瀬村（佐川町）	田・下	1段5代	土器給	
148		カワラケテン	吾井郷（須崎市）	田・上	3段30代	貞満名 山下又五良給	鴨土器田
149		カワラケヤ	仁井田郷 本在家雲山村（四万十町）	屋敷・中	16代	小野川分 源大夫居	
【婦多郡】							
150	（中村ノ）土器		大方郷（黒潮町）	田・下々	1段15代	（中村ノ）土器給 四良兵衛作	
151	中村ノ土器		大方郷（黒潮町）	屋敷・下	34代	中村ノ土器給	
152	土器		大方郷（黒潮町）	田・下	1段14代	土器給 小橋介丞作	
153	土器		大方郷（黒潮町）	田・下	1段45代3歩1勺	土器給	中村居
154	カモチ土器		入野郷 鹿持村（黒潮町）	田・下	27代	浜田善十良給 カモチ土器分	
155	土器		入野郷 鹿持村（黒潮町）	田・下	37代	土器給 左近作	
156	土器		入野郷 鹿持村（黒潮町）	田・下	43代	土器給 右近作	
157	中村ノ土器		中村郷 安並村（四万十市）	田・下	1段15代3歩	中村ノ土器給	
158		カワラケ船分	中村郷 安並村（四万十市）	田・下	41代1歩	御常住衆 中屋与一左衛門尉給	
159	土器船戸		中村郷 安並村（四万十市）	田・下	20代	中村衆 上田源兵衛給	
160	土器		婦多荘 初崎村 津蔵通（四万十市）	田・下々	28代5歩1勺	足摺（金剛福寺）分 土器給	久荒
161	土器		婦多荘 初崎村 津蔵通（四万十市）	田・下	29代4歩1勺	足摺（金剛福寺）分 土器給	
162	土器		婦多荘 初崎村 津蔵通（四万十市）	田・下	40代1勺1合	足摺（金剛福寺）分 土器給	
163	中村衆土器		森沢村（四万十市）	田・下	1段	中村衆 土器給 宗左衛門作	
164	土器		横瀬村（四万十市）	田・上	2段2代1歩1合	土器給	中村居
165		カワラケテン	宿毛西分 大深浦村（宿毛市）	田・下	1段30代1歩	御直分 五良三良扣	
166		カワラケテン	宿毛西分 大根村（宿毛市）	田・下	16代	今敏田 窪新丞給	
167	比口土器		式地村 岩田（四万十市）	田・下	35代4歩1勺	今城主税給 比口土器分 源左衛門作	源左衛門作

注

*「工人名」欄には新旧を問わず、土地の登録人として記載がある例を掲げた。

*土師器生産や工人に関するホノギ名を有する田地のうちには、検地時点で土師器工人ではない人物が保有しているものも含まれる。



第1図 土佐国における土師器工人の分布（1）

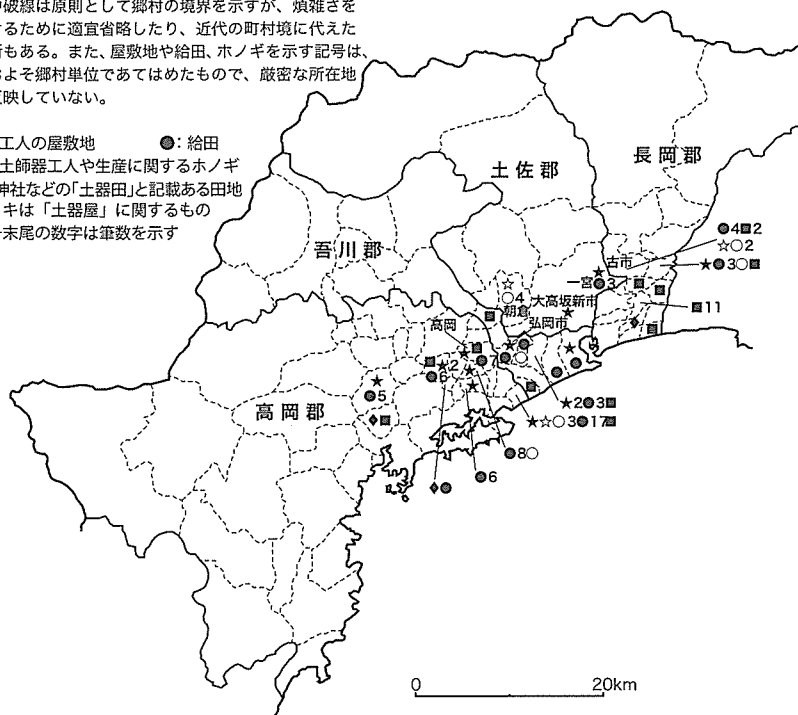
『地検帳』の屋敷地主の居住の記載にはかなりばらつきがあるので、実態を示すというよりは、これも検地役人の調査の精粗によるものと考えたほうがよさそう。近さからみて同一人物の可能性が高い安芸郡井屋喜村の土器屋のように、村内に二軒の屋敷を保有する例もあることを考えれば（第1表3・4）、二二筆分の屋敷地すべてに窯が併設されていたとまでは断じ難いが、それでも分布の状況からみて、各郡に少なくとも一箇所は生産地があったと見当をつけることは許されよう。複数の土師器工人がひとつの郡内に居住していた事例が確実にみとめられるので、実際のところは、各郡に数軒程度、土師器工人が居住して窯を設けていたとみてよからう。この推論が正しければ、製品の供給圏も大きく見積もってせいぜい一郡規模と想定できる。もちろん、後述するように高知平野一帯に土師器工人が集中している状況をみれば、供給圏は排他的に展開していたものではなく、複数工人の製品が競合する地域もあったにちがいない。

屋敷地の立地をみてゆくと、高知平野や各河川の中

凡 例

図中破線は原則として郷村の境界を示すが、煩雑さを避けるために適宜省略したり、近代の町村境に代えた箇所もある。また、屋敷地や給田、ホノギを示す記号は、おおよそ郷村単位であてはめたもので、厳密な所在地は反映していない。

- ★：工人の屋敷地
 - ：給田
 - ：土師器工人や生産に関するホノギ
 - ◆：神社などの「土器田」と記載ある田地
 - 白ヌギは「土器屋」に関するもの
- 記号末尾の数字は筆数を示す



第2図 土佐国における土師器工人の分布（2）（土佐国中央部）

下流域に形成された平地部など、その分布はほぼ標高五〇メートル未満の平野部に限定される。とりわけ、長岡郡岡豊周辺から高岡郡東部にかけての平野部に工人の分布が集中する。付近の介良庄には、土師器工人の給田であったことを示す「カワラケ田」のホノギ名が一一筆（第1表33～43）ものこっており、土師器生産のひとつの中心地であったことを想定させる。土師器の原料となる粘土は、南都の事例ではあるが、田畑から粘土を採取していたことが『大乗院寺社雑事記』の相論記事からわかり、発掘調査でも三条町や西の京（秋篠川沿い）一帯で、土器生産のための土取り穴とおぼしき方形土坑群の検出例が多数報告されている^⑬。土佐でも同様の粘土調達がおこなわれていたとみるならば、このような水田の多い平野部に工人の屋敷地、すなわち生産地が集中することは十分に首肯できる。も

ちろん、それ以前の問題として、人口密度の高い平野部で製品の需要が大きかったことも重要であったにちがいないが、『地検帳』からは、高知県北部の山間部においても多数の人びとが住んでいたことが確認できる。当然、山間部に住む彼らも生活のなかで一定量の土師器を必要としたはずであるが、その需要を満たすべく山間部に工人が定住し土師器を生産していた状況は史料からはまったく確認できない。土師器生産の痕跡がホノギ名にものこっていない点や、土佐以外の事例から類推しても、自家生産のようなかたちであったとも考えにくい。考古資料による検証を経る必要があるが、山間部の人びとは、平野部の村々との交易という方法で必要な量の土師器を入手していたと考えておきたい。

(三) 土師器工人の居所と窯

各郡に最低一箇所程度の頻度で土師器工人の居住地（生産地）がみられることを指摘したが、では生産をおこなっていた場所の景観はどのようなものであったのだろうか。『地検帳』の登録順序に注目して、この問題をつぎに検討してみたい。

『地検帳』をみると、田畑が連続して登録されるなかに屋敷地の記録があらわれる事例が大半である。検地の実施や帳簿への登録は、地区や道路に沿って、ある程度順序だっておこなわれたと考えられるから、このような記載の状況はすなわち、平野部の農村において、田畑に囲まれたなかに小集落が点在し、そのなかの一軒に工人が住み、土師器を製作していたという景観を容易に想像させる。すなわち、住居が散開する農村集落のなかで土師器工人が居住し、屋敷に窯を設けて製品を作っていたというあり方だ。しかしながら、これとはまったく対照的に、大名や国人領主の城下町というような屋敷が集住する場で土師器工人が居住し、生産に携わっていた徴証を示す史料もみられるのである。

第一に指摘できるのは、「土器那左衛門」（第1表25～28）や「土器」（名不詳、第1表153・164）のように、「新市」や「中村」といった町に居住する事例だ。これらはいずれも給人の補足情報として注記されたものである。『地検帳』の成立時

第2表 集住性の高い場に土師器工人が居住する事例

	番号 (第1表)	所在地	ホノギ名	等級	規模	備考
1	3	安芸郡井尾喜村	井尾喜ノ浜西	下々	1段49代2歩	「井尾喜古城」の膝下か
2	4	安芸郡井尾喜村	西ノ岡ノ東	下	19代3歩	「東有井土居屋敷」の近くか
3	24	香美郡上田村	カリヤ	中	44代	田村城下
4	44	長岡郡大津郷	土器ヤシキ	中	40代	付近に正祐寺。門前集落か。別人（太郎左衛門）保有
5	51	長岡軍廿枝郷	古市	下	4段13代3歩	「国分之古市」
6	66	土佐郡朝倉庄朝倉土居東村	地頭分ノ後	中	2段5代	「地頭分」、23軒ならぶ集落
7	71	吾川郡長浜村中西	ツルタノ西	下	1段3勺	「ツルタ」周辺に王子権現。51軒ほどの集落
8	80	吾川郡弘岡中之村・上之村	サノヤシキ	下	1段4代1勺	「市ノ外屋敷」
9	136	高岡郡甲原村太川内	土器ヤシキ	中	1段3代	名主屋敷に隣接、来迎寺領か

期から判断すれば、前者は大高坂と考えられる。大高坂は長宗我部氏によって築かれ、のちに高知と改称されて土佐藩の政庁がおかれた城下町であり、中村はもと一条氏の城下町として成立し、つづく長宗我部氏や山内氏の治世下でも幡多郡支配の拠点として存続した町である。大高坂城下町は一括して名請されているため、個々の市屋敷の保有者まで記載されておらず、また中村に居住した土師器工人は実名が不明であるために、残念ながらこれ以上の特定は不可能であるが、ともあれ、検地実施時点において機能していた城下町に土師器工人が居住していたことを示す史料とみてまちがいない。^⑭

第二は、城下町というほどの規模とはいいがたいものの、相当数の屋敷がたまつて建ちならぶ集住性の高い場の一角に土師器工人が居住した事例だ。ホノギ名や『地検帳』の記載状況から確実にそれと判断できる事例を抽出したのが第2表である。これらは詳しくみてゆくと、おおよそ二種類に細分できる。ひとつは、長宗我部氏の土佐統一以前に割拠した国人領主の拠点や市場として発展していた集落と、寺社の門前町というべきような場に居住が確認できる事例だ。土佐国のこうした集落群を検討した松本豊寿の設定した用語になぞらえるならば、前者は戦国期「領主集落」や「市場集落」に該当しようか。^⑮これらは土佐統一以前の国人領主の支配下で、「地域社会の経済的核たる立地条件を保有」していたが、大高坂（高知）のような近世城下町の成立によってその機能が吸収されつつも完全には消滅せず、時に本城―支城のような補完的關係を

保って「城下町の下部商圏」へ転換していったと評価されている。^⑮安芸郡の二例（第2表1・2）は、帳簿の前後に屋敷地がまとまって記載されているだけでなく、「古城」や「土居屋敷」といった、領主の城館を示すホノギ名が近接する記録にみられることから、城館の周囲に屋敷地が一定量集中し、その一軒に土師器工人が居住していたという景観を想定させる。土佐統一以前にこの地に拠点をおいだ国人伊尾木氏の有井城の膝下に該当しよう。^⑰先の大高坂や中村と比べれば規模の相違は歴然であるが、国人領主のもとに複数の職人が呼び寄せられ、居住していたなかに土師器工人が含まれていたことを示すものである。香美郡の例（第2表3）は、土佐守護代細川氏の居城であった田村城の膝下にあたるが、南北朝時代末期に築かれたとする伝承に信を置くならば、室町時代からつづく集落の可能性も考えられよう。第2表6は『地検帳』の記録の配置からみて、本山氏の拠点であった朝倉城下「町ヤシキ」に近接した地区と思われる。「地頭分」というホノギには二三筆にわたって屋敷地が連続して記載されている。朝倉城下町との関係は明確にしたいが、城下町そのものではなくとも、それに近似した集住性の高い地区であったとみてよからう。朝倉城は俗に土佐七雄とも呼ばれた有力国人本山氏の拠点で、本山氏滅亡後、長宗我部氏による大高坂城下町の建設にあたって移転し、「古市」となったと考えられている。^⑱

第2表5・8は、城館との具体的な関係は不明瞭であるが、少なくとも市町としての性格がつよく認められる事例である。前者は長宗我部氏の居城岡豊城の近く、「国分乃古市」と呼ばれた地区で、東西方向の街路の南北に二九筆の屋敷地が登録されている。^⑲戦国時代以前からすでに成立していた国分寺の門前市に由来すると考えられている。^⑳一方、後者は小林健太郎の復原研究により詳細な位置関係が明らかになっている。それによると、「市屋敷」（弘岡市）は、南北にはしる道路に沿って「東ノ町」二七筆、「西町」二四筆の屋敷地が建ちならぶ。さらに「東ノ町」に境を接しつとも区別された村落として、「市ノ外屋敷」一四筆の屋敷地が建ちならび、「土器」（土器孫六か）の保有する屋敷地はこの一角にあたる。職人の居住は、東ノ町・西町地区で番匠（三筆）、漆、大鋸（二筆）、桶、素麵師の居住が確認できるのでに対し、外屋敷地

区では土師器工人しかみられない。小林はこの「弘岡市」を長宗我部元親の次弟にあたる吉良親貞が入部した永祿六（一五六三）年ごろに成立し、親貞が蓮池城（高岡郡）に移った天正年間以降、高岡や大高坂へ人々が移転していった結果、衰退を迎えたと推定している。東ノ町・西町と外屋敷の区別が成立時期の違いに由来するのか、あるいはそのほかの要因によるものかは明らかにしたいが、ひとくちに市町といっても、夷堂という町の信仰の中心となる施設を有する東西町の中核地区ではなく、その外縁にあたる場に土師器工人が屋敷を構えた一例であることは確実に指摘できよう。

さらに同様の事例として、第2表には掲げなかったが、「土器七良左衛門」の事例を指摘しておきたい。高岡郡高岡村においてそれぞれ一筆の屋敷地と田地を保有する人物であるが（第1表112・114）、同郡「高岡市ヤシキ」の「立町北ノ丁」で七〇代一步の屋敷地に居住する人物に「七良左衛門」の名がみえる。この「高岡市ヤシキ」はもともと国人大平氏の蓮池城下町に起源をもち、検地時点では「古市」となって高岡へ市場機能が移転していた市町である。^{②③}『地検帳』によれば、南町・立町・横町で構成され、紺屋、針屋、砥師、鍛冶、細工、紺屋といった職人の集住が確認できる。職人の集住が顕著な状況からうかがうに、この七良左衛門は「土器七良左衛門」と同一人物である可能性がきわめて高いと考えられるが、職人にすべて職種を注記する「市ヤシキ」の帳簿のなかでこの人物のみ注記を欠いており、確実な比定にはなお問題がある。^{②④}

最後に、領主よりもむしろ、位置関係から寺社との関連がつよく想定できそうな事例として、第2表4・7を指摘しておきたい。いずれも屋敷地が建ちならぶなかに隣接して相当の規模の寺院や神社があり、門前町のような景観がうかがわれる集落である。また、これも第2表には掲載していないが、第1表の53・55・119・128には「一宮」を冠する土師器工人がみえる。一宮とは土佐国一宮である土佐神社を指し、一宮村が門前集落として発達した経緯をふまえれば、これも同様の事例と指摘できよう。なお、寺社との関連については、ほかのホノギ名の検討も含めて次章であらためて検討する。ともあれ、寺院に貢納する土器座として工人が組織化された南都の事例や、寺社において相当量の土師器が定期的に消費さ

れていたことを想起するならば、先に指摘した城下町や領主集落に居住する場合は別のあり方として位置づけられそう
だ。^②

(四) 小 括

以上、論点が多岐にわたり、やや煩雑となったが、ここであらためて土師器工人の屋敷地の分布からわかることを整理しておきたい。

実名まで記されていない史料も多いために、具体的な人数の把握には難をのこすが、土師器工人は土佐国において、少なくとも各郡に一人は居住していたとみてまちがいあるまい。窯を自分の住居内かその近辺に築いていた近世京都の事例をあてはめれば、これは生産地の分布とほぼ同じとみることができる。確認できる居住地はほぼ平野部に限定される。これはおそらく、人口が多いこともさることながら、水田地帯で獲得できる粘質土を原料に生産を営んでいたからであろう。

こうした土師器工人たちの大半は、いわゆる農村的な風景のなかで居住し、生産をおこなっていたが、戦国時代になって台頭する国人領主の城下や、寺社の門前、中世以来の市場といった、町というべき集住性の高い集落に居住していた者もあった。平野部に偏る土師器工人の分布を考えるならば、土師器が単なる自給自足的に消費される製品ではなく、交易という手段によって、おそらくは一郡程度の規模で流通していた可能性がきわめて高い。加えて、農村と町という二種類の居住様態が確認できる点は、工人が「土器屋」と呼ばれたことも含め、このような土師器生産における商業的側面の表徴と考えられるのではなからうか。

① 横川末吉『長宗我部地検帳の研究』、高知市立市民図書館、一九六

一年。また、平井上総『長宗我部氏の検地と権力構造』、校倉書房、

二〇〇八年。

② 本稿と関連する範囲において、管見にふれたものを掲げておく。横

川末吉『大忍庄の研究』、高知市立市民図書館、一九五九年、山本大

『長宗我部元親』、吉川弘文館、一九六〇年、同『土佐中世史の研究』、

高知市立市民図書館、一九六七年、同『土佐長宗我部氏』（戦国史叢書八）、新人物往来社、一九七四年、平井前掲註①文献、津野倫明『長宗我部氏の研究』、吉川弘文館、二〇一二年など。また、城下町などの復原を中心とした歴史地理学的研究としては、松本豊寿『城下町の歴史地理学的研究』（増補版）、吉川弘文館、一九六七年、小林健太郎『戦国城下町の研究』、大明堂、一九八五年など。

③ 地検帳の記載内容にふれた考古学的検討の先行研究として、岡本健児の小論があげられる。岡本健児『土佐神道考古学』、高知県神社庁、一九八七年。ただしこれは、高知県のさまざまな考古学的トピックを紹介する連載の小論のひとつとして、『地検帳』にみえるホノギ名と土師器生産との関わりや、現在の地名としてのこる事例などを紹介したもので、土師器生産そのものを主題とした論考ではなく、網羅的な検討がなされたわけではない。

④ 横川、平井前掲註①文献。

⑤ 中井淳史「土器の名前―中世土師器の器名検証試論―」『日本史研究』四八三号、日本史研究会、二〇〇二年（のち中井前掲はじめに註①文献に所収）。

⑥ 松田直則「高知県における中世土器の様相―一五、一六世紀を中心にして―」『中近世土器の基礎研究』Ⅲ、日本中世土器研究会、一九八七年、池澤俊幸「南四国に搬入された中世土器・陶磁器と海運」（市村高男編『中世土佐の世界と一糸氏』、高志書院、二〇一〇年、中井前掲はじめに註①文献など。近年、高知県下では城館遺跡を中心に一六世紀前後の資料の蓄積がすすみつつあるが、農村のような場の事例はいまだ十分とはいえない。池澤論考のように、陶磁器などの搬入品にもとづく流通構造の分析が試みられつつあるが、地元で生産・消費された土師器の様相の考古学的整理は今後の課題である。

⑦ なお、土器にかぎらず、ひろく職人に関する記録全般を検討してみ

ると、「*屋」と表記されるのは、「鍋屋」「樽屋」「木屋」「塗屋」「塩屋」「酒屋」「ハタヤ」「紺屋」「藍屋」「カミヤ」の一例であり、これらのうち同一業種にもかかわらず、「屋」を持たない表記が併存する例は「塗屋」（塗師）と「カミヤ」（カミスキ）だけであった。

⑧ 中井前掲はじめに註①文献。

⑨ 第1図は、土師器工人が所有していたと思われる屋敷地や田地、また土師器生産に関するホノギ名を地図上にプロットしたものであるが、記号の位置は厳密な場所を反映するものではなく、検地実施当時の鄉村単位で整理したものである。また、記号に伴う数字はそれぞれの筆数を示す。図中の破線は原則として検地当時の鄉村の境界を示すが、厳密な比定が難しい場合や煩雑になりすぎた場合など、近代の町村境に代えて適宜表示を省略した箇所もある。

⑩ 高岡郡に一件「土トリハ」というホノギ名が記された畠が確認でき（第1表⑩）、ほかの記録との一致から土師器工人と考えられる「市介」が扣職を保有している。畠として登録されているが、実際は粘土の採取地であったとみてまちがいはなからう。

⑪ 島田貞彦「山城幡枝の土器」『考古学雑誌』第二一卷第三号、日本考古学会、一九三二年、田中前掲はじめに註⑧文献。

⑫ 文明七（一四七五）年三月一七日条には、南都の土器座が薬師寺阿弥陀院の所有する田地で粘土を採取したのに対し、薬師寺側が抗議してきたことが記されている。

⑬ 山川均・岡本智子「大和における中世土器の生産」『續文化財学論集』、文化財学論集刊行会、二〇〇三年。

⑭ 検地実施時点では、吸江湾の突端に位置する浦戸に城が築かれ、城下町の建設がおこなわれていたが、浦戸の地検帳には職人として樽屋（ただし、これは屋号の可能性も考えられる）、鍛冶がみえる程度で、

土師器工人はみえない。

⑮ 松本前掲註②文獻。

⑯ 松本前掲註②文獻、一〇六頁。

⑰ 山本前掲註②文獻。

⑱ 松本前掲註②文獻など。

⑲ 小林健太郎は、南北方向と東西方向にはしる二つの街路を中心に形成された岡豊新町の東側につづくかたちで国分古市が展開していたと想定している。小林健太郎「戦国大名長宗我部氏の城下岡豊の市町」『史林』六一卷六号、史学研究会、一九七八年（のち同『戦国城下町の研究』、大明堂、一九八五年）。

⑳ 「角川日本地名大辞典」三九卷（角川書店刊、一九八六年）所収の「国分古市」の項による。

㉑ 小林健太郎「戦国末期土佐国における地方的中心集落―吾川郡広岡市―」『人文地理』二四・二、人文地理学会、一九七二年（のち、同『戦国城下町の研究』、大明堂、一九八五年）。

㉒ 周辺に「古市」というホノギ名がのこり、「東ノ町」「西ノ町」六筆の屋敷地が展開している。小林はこれを、「弘岡市」の前身となる市場集落と位置づけ、ここからの移転によつて「弘岡市」が成立したと考察している。なお、この地区には桶詰と番匠の居住が確認できる。

㉓ 高知県立図書館「長宗我部地検帳 高岡郡上の二」解説、一九六三年、また松本前掲註②文獻、小林前掲註②文獻など。なお、蓮池城下は、蓮池郷検地帳には「古市」と記されているが、こちらには職人と

しては紺屋、巧、番匠の居住がみえるのみで、土師器工人は居住していない。

㉔ 高岡郡で「土トリハ」のホノギ名を持つ畠をはじめとする三筆の田畑を所有する「（土）器市介」も、「高岡市ヤシキ」内に二筆の屋敷地を所有し、うち一軒に居住していた「市介」と同一人物である可能性が考えられる。ただしそう考えた場合、第1表115の史料にみえる「朝倉二るル」という表記と矛盾する。土佐郡朝倉村の検地帳には市介なる人物はみあたらないが、無名の「土器屋」に該当する可能性も考えられるし、また朝倉と高岡の双方に屋敷を持ち、双方を往来していた可能性も考えられ、断定は難しい。

㉕ 豊田武「座の研究」、吉川弘文館、一九八二年。脇田晴子「日本中世商業発達史の研究」、御茶の水書房、一九六九年。中井前掲はじめに註①文獻など。

㉖ 中井前掲はじめに註①文獻。

㉗ 脇田晴子は、中世前期の土器生産に関連して同業村落の形成を示唆しているが、中世末期の土佐に関するかぎり、そのような集住的なあり方はみとめられない。ただし、高岡郡新居庄の検地帳にみえる「土器名」というホノギ（第1表89・93・95・98・101・103・105・107）は、あるいは16世紀以前にそのような集住が存在していた痕跡と評価する余地もあるかもしれない。とはいえ、検地時点においては所有者がかなり変わっており、少なくともこの時期には脇田の指摘するような情景ではなかったことは明白である。脇田前掲はじめに註⑦文獻。

二 田地の保有状況からみる土師器工人の存在様態

（一）土師器工人の保有田地

前章の検討によって、土佐国における土師器工人の分布状況が明らかとなり、一國規模における土師器生産地の数や規模を明らかにできた。あらためて第1表を一瞥してもわかるように、彼ら土師器工人は屋敷地のほかに田畑も保有していた。しばしば「主作」と注記された例があるように、程度の差はあれ、土師器を製作するかたわら、農業にも従事していたことは確実だ。いわば、半農半工というべきあり方こそが土師器工人の生業の基本的な様態であった。とするならば、つぎに問題となるのは、彼らがどの程度農業に依存していたのか、あるいは彼らの田地はいつたい誰から給付され、それらをどのように経営していたのかという点である。これらを整理することによって、地域社会における土師器工人の位置づけがより明瞭になるはずだ。本章では、かかる問題関心から、土師器工人の田地保有の様態について検討する。

第1表に掲げた検地記録のうち、実名が明らかである事例や、その他の状況から判断して同一人物である蓋然性が高いと思われる記録を抽出し、整理したものが第3表である。『地検帳』には土師器工人の実名までが記載されない例がきわめて多く、すべての記録についてその帰属を解明することはなほ難しい。田地が屋敷地と同じ郷村内にある場合は屋敷地の保有者のものとみなして集計するなど、判断の詳細にはなお再考の余地があることをこわっておきたい。

以上の検討によって、土師器工人二名の田地保有状況が明らかとなった。まず全般的な傾向として指摘できるのは、彼らの保有する田地の等級は中・下が多く、上田が少ない点である。等級の具体的な基準は不明であるが、収穫量の多寡によることは確実であろうから、その点において、土師器工人は概して良質な田地を保有していなかったことがわかる。

工人たちの保有する田地の面積もばらつきが多い。最小は四五代（第3表1）から最大は七段三八代五歩一勺（第3表

第3表 土師器工人の田地等保有状況

	工人名	所在地	保有屋敷地	保有田畑	状況	備考
1	土器 (実名不詳)	安芸郡安田庄安田系 安芸郡安田庄安田系	中 40代	中 45代	給 給	
2	土器屋 (実名不詳)	安芸郡井尾喜村井尾喜 安芸郡井尾喜村井尾喜 安芸郡井尾喜村田所	下々 1段49代2歩 下 19代3歩	下 3代2歩	給 給 給	
3	土器阿金	安芸郡和食庄中内 安芸郡和食下分草田村西分 安芸郡和食下分草田村西分 安芸郡和食下分草田村西分 安芸郡和食下分草田村	下 48代1歩	中 22代1勺 上 27代1歩 上 38代2歩 上 40代3歩	給 扣 給 給	八幡瀬 八幡瀬
4	土器弁大夫	香美郡大忍庄王子村 香美郡夜須庄	下々 1段13代 上 1段11代1歩1勺		給 給	土器田 カワラケ田
5	土器 (屋) 郎左衛門 (新市住)	香美郡岩村郷徳松村 香美郡岩村郷福田村 香美郡岩村郷神満寺北代村 香美郡岩村郷徳松本村	中 1段 ? 1段10代 中 40代 下 1段10代4歩		給 給 給 給	
6	土器屋 (実名不詳)	長岡郡廿伎郷古市 長岡郡廿伎郷 長岡郡廿伎郷 長岡郡廿伎郷	下 4段13代3歩	川原 4段 中 23代3歩 中 1段2歩	給 給 給 給	3軒分 桑名分
7	土器九郎兵衛	長岡郡江村郷小龍ノ村 長岡郡江村郷蓮如寺村 長岡郡江村郷大谷ノ村		? 1段42代4歩 中 49代1勺 下 1段34代2歩	給 扣 給	八幡瀬 八幡土器田
8	土器屋九郎左衛門	長岡郡江村郷八幡村 長岡郡江村郷八幡村 長岡郡江村郷八幡村	中 2段18代3歩	下 3代1歩 中 1段49代2歩1勺	扣 扣 給	八幡瀬 小野民部番給
9	土器屋□□	土佐郡朝倉庄朝倉上居東村 土佐郡朝倉庄朝倉村 土佐郡朝倉庄朝倉村 土佐郡朝倉庄朝倉村 土佐郡朝倉庄朝倉村	中 2段3代	中 1段8代4歩1勺 下 9代2歩 下 14代1歩 中 3段33代	給 給 給 給	
10	土器青四良 (朝倉住)	高岡郡蓮池村福良 高岡郡高岡村上分 高岡郡蓮池村瑞後 高岡郡蓮池村口田 高岡郡蓮池村白土	中 1段8代1歩	下品 40代3歩 下 1段29代2.5歩 上 1段15代2歩 下 30代2.5歩	給 給 給 給	
11	土器神介	吾川郡長浜村中西 吾川郡長浜村スキミ	下 1段3勺	下々山品 12代	給 扣	散田分
12	土器治部	吾川郡喜津貫村応瀬 吾川郡仲村郷喜津貫西分マスイノ村 吾川郡仲村郷喜津貫西分マスイノ村 吾川郡仲村郷喜津貫西分マスイノ村 吾川郡仲村郷喜津貫西分 吾川郡仲村郷喜津貫東分吉原村	中 1段30代5歩1勺 上 39代1勺	上品田 40代1歩 中 1段19代1歩1勺 上 3段7代1歩1勺1合 中 37代	給 給 給 給 給 給	相田左馬土地
13	土器孫六	吾川郡弘岡中之村・上之村新在家 吾川郡弘岡中之村・上之村アナカマ 吾川郡弘岡下村 吾川郡弘岡下村稲葉	下 1段4代1勺	中品 1段37代3歩 中品 31代2歩1勺1合 上々 1段9代2歩1勺	給 給 給 給	
14	土器屋九郎兵衛	高岡郡新居庄 高岡郡新居庄 高岡郡新居庄 高岡郡新居庄しは村 高岡郡新居庄しは村	上 1段42代	下品 33代 切畑 16代1歩 中品 1段10代14歩 下品 1段	給 給 給 給 給	土器名 土器名
15	土器市介 (朝倉住)	高岡郡高岡本郷 高岡郡高岡村 高岡郡高岡村		下々 1段5代 上品 48代1歩1勺 上品 1段5代	給 給 給	土トリハ
16	土器七郎左衛門	高岡郡高岡村上分 高岡郡高岡村上分	上 42代5歩	上 1段21代4歩	給 給	
17	一宮土器与七良 (一宮住)	長岡郡江村郷諸原ノ村 高岡郡蓮池村永見 高岡郡蓮池村権本組田 高岡郡蓮池村踏切 高岡郡渡介村馬場		下 3段7代4歩 下 49代1歩 下 49代 下 30代 下 37代1歩	給 給 給 給 給	
18	土器 (実名不詳)	高岡郡甲原村太川内 高岡郡甲原村太川内 高岡郡甲原村神谷 高岡郡甲原村太川内 高岡郡甲原村太川内 高岡郡甲原村太川内 高岡郡甲原村太川内 高岡郡甲原村太川内	中 1段3代 下 6代	中 38代3歩 下 14代5歩 切畑 25代 下々 8代 中 2段27代1歩 下 1段4代	給 給 給 給 給 給 給	
19	土器 (実名不詳)	高岡郡度賀野庄度賀野村 高岡郡度賀野庄度賀野村 高岡郡度賀野庄度賀野村 高岡郡度賀野庄度賀野村 高岡郡度賀野庄度賀野村 高岡郡度賀野庄山瀬村	中 1段3代1歩	中 1段17代2歩 下 1段39代 上 1段24代 中 2段3代3歩1勺 下 1段5代	給 扣 給 給 給	原敷田 雲谷瀬
20	中村ノ土器	緒多郡大方郷 緒多郡大方郷 緒多郡大方郷 緒多郡大方郷 緒多郡中村郷安並村 緒多郡浪沢村	下 34代	下々 1段15代 下 1段14代 下 1段15代3歩1勺 下品 1段15代3歩 下 1段	給 給 給 給 給 給	
21	カモチ土器	緒多郡入野郷鹿持村 緒多郡入野郷鹿持村 緒多郡入野郷鹿持村		下 27代 下 37代 下 43代	分 給 給	

注：網カケは主居・主作の明記があるもの、下線は他人へ請け負わせた田地を表す

19」と、実に九倍弱の差がある。確実性がより高いと思われる実名が記載された例にしほってみても、「土器介大夫」の二段二四代一步一勺（第3表4）から「中村ノ土器」の六段四〇代一勺（第3表20）と、三倍近い差がみられる。保有田地の面積にきわだった傾向はみとめがたいが、いずれも共通するのは、「主作」すなわち工人自らが工作する田地と、作職を他人に与えて耕作させた田地の双方がみられることだ。また、第1表122～124の「土器作」をみれば、逆に他人の田地を請作することもあった。作職には当然ながら一定の得点があつたはずだから、彼らは半農半工であつたと同時に、中間収取者としての側面も持っていたことになる。

主作とされる土地はおおよそ三段前後にまとまる傾向がみられるが、保有田地における割合をみると千差万別だ。「主作」表記は担当した検地役人によってばらつきがあるようで、そのためにやや確実さを欠くが、いくつかの事例をみてみよう。たとえば「一宮土器与七良」（第3表17）は六段二三代のうち二段二八代一步の田地の耕作を他人に請負わせており、その割合は四割弱におよぶ。一方で、朝倉に住した「土器善四良」（第3表10）は四段六代四歩の田地の八割ほどを自作しているし、逆に「カモチ土器」（第3表21）は二段七代の田地の七割半を他人に請負わせるなど、自らの耕作による収入への依存度はこれまた工人によってばらつきがあり、一定の傾向はみいだしにくい。大高坂新市に住んでいた「土器那左衛門」（第3表5）の事例は不明であるが、中村町に住んでいた「中村ノ土器」の場合、他人に耕作を請負させた田地は全体の半分程度である。前章で指摘した農村か町かという居住地の違いと、農業への依存度の間にもまた明確な関係はみいだせない。

次に、保有する田地と屋敷地との距離関係に留意してみよう。第3表のほとんどの事例は、屋敷地と同じ鄉村か、せいぜいそれに隣接する鄉村の範囲内におさまっている。近世・近代以降に再編されて成立する鄉村に対応させるといづれも同一村内となる。ホノギ名だけでは田地の具体的な位置特定は不可能であるが、鄉村の大きさから判断すればせいぜい半径一キロ前後の範囲を超えるものはなく、^①一日の農作業で十分巡回できそうな距離のなかに、田地を保有していた状況が

第4表 土師器生産に関連すると思われるホノギ一覧

郡名	ホノギ名（郷村）
安芸郡	土器ヤシキ（安田庄安田浜）
香美郡	土器田（大忍莊王子村）、カワラケテン（山田郷蓮生谷）、土器田（香宗分遠崎）、アスカノ宮土器田（大忍庄丸屋村）
長岡郡	土器田（介良庄）、土器ヤシキ（大津郷）、土器キウ（大涌郷）、カハラケキウ（江村郷大谷口村）、土器ヤシキ（江村郷八幡村）、土器給（蚊居田村）、稲荷土器田（下田村）、八幡土器田（江村郷大谷口ノ村）
土佐郡	なし
吾川郡	カワラケカ谷（仁ノ村西畑）、土器テン（大野郷伊野村）、カワラケ田（仲村郷喜津賀西分）
高岡郡	土器ヤシキ（新居庄）、土トリハ（高岡村）、土器ヤシキ（甲原村太川内）、カワラケテン（吾井郷）、カワラケヤ（仁井田郷）、岩戸天神土器田（岩戸村）、鴨土器田（吾井郷）
幡多郡	カワラケテン（宿毛西分大深浦村）、カワラケテン（大糝村）、カワラケ船（中村郷安並村）、土器船戸（中村郷安並村）

看取できる。

しかしながら、いくつかの例外もみられる。ひとつは「一宮土器屋」（第3表17）で、彼は長岡郡江村郷蒲原村に一筆の、高岡郡蓮池村・波介村に四筆（うち一筆はおそらく主作）の田地を有していたが、両者の直線距離は約二二キロを測る。また、中村町に居住していた「中村ノ土器」（第3表20）は、中村町から二キロ離れた幡多郡安並村に一筆（おそらく主作）、五キロ離れた同郡森沢村に一筆、八キロ離れた大方郷内に屋敷一筆と田地三筆（一筆はおそらく主作）を有していた。大半の土師器工人とは異なり、保有田地が散在していた状況を示すのである。②。これらはいずれも城下町や神社の門前集落など、集住性の高い場に居住していた工人である点は、工人が農村を離れて都市的な場へ移転する傾向と関連するものかもしれないが、二例だけであるためにこれ以上の議論は保留しておきたい。

（2） 上級知行者としての寺社と土師器工人

さいごに、保有田地の知行形態について確認しておきたい。第3表にみるように、多くの田地は「給」と表記され、長宗我部氏ら上級知行者から給田として与えられたものが大半である。一方で、上級知行者に保有権が保持されたまま、「扣」として名主職を認められたもの

第5表 神社名を冠する土器田等の事例

	名称	神社	所在地	等級	地高	登録人等
1	アスカノ宮 土器田	若一王子宮（香南市）	香美郡大忍庄刈屋村	上	10代	海老持
2	土器田	若一王子宮（香南市）か	香美郡大忍庄王子村	下	34代2歩	御公田 小作中村惣左衛門抱
3	土器田	若一王子宮（香南市）か	香美郡大忍庄王子村	下々	1段13代	御公田 土器介大夫給
4	土器田	若一王子宮（香南市）か	香美郡大忍庄王子村	下々	1段13代	岸本夷堂神六扣
5	土器田	若一王子宮（香南市）か	香美郡大忍庄王子村	下々	1段22代	御公田 小作中村惣左衛門扣
6	土器田	若一王子宮（香南市）か	香美郡大忍庄王子村	下々	30代	御公田 小作中村惣左衛門抱
7	土器田		香美郡香宗分遠崎	下	42代1歩	海老給
8	稲荷土器田		長岡郡下田村	下	10代5歩	吸江分 弥助作
9	八幡土器田	別宮八幡宮（南国市）	長岡郡江村郷大谷口ノ村	下	1段34代2歩	土器九郎兵衛扣（兼序寺買地）
10	カワラケ田		吾川郡仲村郷喜津賀西分川フチ村	中	1段15代	一成名 植田五郎左衛門給
11	岩戸天神土器田	天神宮（不明）	高岡郡岩戸村江良	下	2段4代3歩	土器給
12	鴨土器田	賀茂神社（須崎市）	高岡郡吾井郷	上	3段30代	貞満名 山下又五郎給

もある。「八幡領」（第3表3・7・8）や、「愛宕領」（第3表19）が指摘できるが、さらに前掲の第1表まで範囲を広げると「足摺（金剛福寺）分」（第1表160～162）、「吸江（吸江庵）分」（第1表32）、「観音寺分」（第1表50、以上の三例は給田）のように、寺社が上級知行者として土師器工人に田地を分給したり、あるいは名主職を認めた事例が少なからずみとめられるのである。

この問題を考えるにあたって、非常に注目されるのがホノギ名である。ホノギとは検地段階において、少なくとも検地役人と地元農民との間で地名として認知されていた情報である。したがって、ホノギ名にあらわれる土師器工人に関わる地名とは、たとえ検地時点においてその保有者が変わっていたとしても、検地以前の古い時代の所有状況を示唆するものと考えられる。このような観点から、ホノギ名について整理したのが第4表であり、第5表にはホノギ名として記載されていないとも、注記などのかたちで寺社との関係がうかがわれる事例をまとめた。

「土器田」や「土器キウ」といったホノギ名は、土師器工人の屋敷地以上にひろく分布している。長岡郡介良庄や

幡多郡宿毛西分には、土師器工人の屋敷地や給田は皆無であるが、ホノギ名として「土器田」が多くみえる。また、高岡郡新居庄（第1表89～107）には、「名」となった理由は明らかにしたいが、「土器名」という注記が一四筆確認できる。

これらの事例は、かつてははるかに広範な地域で土師器工人の保有地が展開していたことを示唆しよう。具体的な時期までは示し得ないものの、少なくとも戦国時代よりも以前においては、土師器工人の居住地および生産地はもつと広がっていた可能性がきわめて高い。この推論が正しければ、検地がなされた戦国時代は、もつと広範に活動していた土師器工人が、おそらくは人口の集中状況の変動などにあわせて、その生産活動を移し、集約化しつつあった時期と評価できる。

第5表にみる神社名を冠した「土器田」は、それぞれの神社で使用する土器を貢納する代わりに工人たちに保有が認められた田地の存在を示す。先述した寺院が土師器工人に分給した事例と考え併せるならば、寺社に従属することで田地の給付を受け、土師器生産に携わるあり方が古相として存在していたことがわかる。第5表にみえる神社は可能な範囲で比定を試みたものであるが、別宮八幡宮（南国市岡豊町）や若一王子宮（香南市香我美町）のように、大名や国人の崇敬を受け、地域の核となるような大きな神社の名がみえる一方、社格としては決して高くはない神社も多い。従属関係といっても、その具体を明らかにする史料はほかに得られないが、これは京都や南都、豊前・豊後地域などでも指摘されているあり方であり、土佐国においても例外ではなかったことがわかるのである。ただし、ホノギ名から確認できる田地のすべてが、検地段階においても土師器工人の手にあつたわけではなく、第1表と第3表を比べてみれば明らかのように、大半はほかの農民らの手にわたっている。古い時代のあり方として寺社との従属関係をみとめるにしても、それは少なくとも戦国時代においては、前代よりも弛緩していたと考えるのが妥当なようだ。

① 明治二三年に参謀本部測量局が作成した輯製二〇万分一図を利用した。明治期の集落名で検討し、集落表記地点間の直線距離を計測した。

② 第3表では別人として取り扱ったが、第3表10の土器善四郎の「朝

倉住」という注記を重視して、土佐郡朝倉の検地帳にみえる土器屋□□（第3表9）を同一人物とみると、彼は土佐郡朝倉土居東村と高岡郡蓮池村に合計二軒の屋敷をもち、それぞれの周辺に田地を持つ工人

ということになるが、それでも両者の屋敷は直線距離にして一〇キロ程度しか離れていない。

③ 近代の社格によれば、別宮八幡宮（南国市）と若一王子宮（香南市）が県社で、それ以外は郷社以下であった。竹崎五郎『高知県神社

誌』、一九三二年。

④ 中井前掲はじめに註①文献、豊田前掲第一章註⑤文献、脇田前掲第一章註⑤文献など。

⑤ 小柳前掲はじめに註⑩文献。

三 ま と め

以上、『地検帳』を題材として、いくつかの観点から分析を試みた。今回の検討で明らかになった点をあらためて整理して、中世後期の土佐国における土師器生産の様態を素描してまとめたい。

土器を製作するうえで、まず必要となるのは粘土である。たとえば、灰釉陶器や山茶碗の系譜を引く瀬戸焼がきわめて耐火性の高い粘土を必要とし、その点でいわば土を選ぶのに対して、低火度酸化炎焼成によつて製作が可能な土師器は、『大乘院寺社雑事記』の記事からもうかがわれるように、田畑から採取できるような粘土でこと足りるものであった。^①土を選ばないという材料の遍在性こそが土師器の最大の特徴であり、その点において、粘土の発見はきわめて容易であった。さらに、製作する器種は杯・皿といった小型の供膳具が基本であり、他地域の事例を敷衍すれば、おそらくは煙管形やドーム形の、地上に構築する型式の簡単な構造の窯で製品が焼成されていたと考えられる。そもそも、壊れやすいという土師器の物理的脆弱性を考えれば、一箇所にまとめた生産地から遠方各地へ製品が供給されるよりも、その土地その土地で製作され、近辺に供給されるほうがはるかに効率的であったにちがいない。製作にせよ、焼成にせよ土師器は高度な技術を必要とするわけではない。どこの粘土でも製作が可能であるからこそ、生産地が特定の地域に偏在することなく、土佐国においては、水田の広がる平野部で郡ごとに工人の居住がみられるという分散的なあり方となったのだ。

しかしながら、材料の発見や製作は容易であったとしても、その採取には様々な問題がともなったはずだ。採取地がほかならぬ田畑であったからである。田畑は租税徴収の根拠であり、所領の基盤である。それゆえ、粘土の採取にあたって

は、必然的に土地をめぐる諸々の権利に拘束されることとなった。材料の遍在性と、採取のために必要な権利関係の調整は、土師器生産のあり方を規定するきわめて重要な要因であったと評価できる。具体的には、土師器工人はその生業を営むにあたり、土地を支配する領主層から生産の保証を受ける必要があったのである。

その領主層として、本稿の検討からは寺社と大名・国人層の二種類を想定することができた。前者については、上級知行者として存在し、そこから田地が給付される従属的な関係を示す事例もあったが、それ以上にホノギ名や地籍登録の注記に寺社との関連性があるかがわける事例が少なからず確認できた点は注目すべきである。ホノギ名が地域社会のなかである程度定着していた地名であるならば、具体的な時期までは示し得ないものの、検地以前の土地利用や保有の古相を反映していると考えられるからだ。「稻荷土器田」や「八幡土器田」というホノギ名や、「一宮土器屋」なる工人の呼称は、神社とのきわめて密接な関係を推測させる。旧稿で明らかにしたように、中世の寺院や神社では法会・神事に際して大量の土師器を使用した^③。宗教活動の維持には土師器の確保が不可欠であり、そのために土師器工人を自領に確保し、必要な量の土師器を貢納する引き換えとして田地を給付する例は各地で確認できる^④。土佐国もまた、同様のあり方が展開していたと結論づけられるのである。

一方、後者については、「新市」や「中村」といった長宗我部氏や旧一条氏の城下町や、領主居館の膝下にあたる集落といった、きわめて集住性の高い場所に工人が居住していた記録から想定されるものである。今回検討した土師器工人の居住地の大半が、屋敷が散在する農村的な景観のなかに位置づけられるのに対し、屋敷が密接してならぶ町のなかに、その周縁とはいえ土師器工人が居住するというのは、何らかの作為がうかがわれる。すなわち、大名や国人領主らが自らの城館の膝下に商職人を集めて政治的・経済的な拠点として整備してゆく過程のなかに、土師器工人も職人のひとりとして組み込まれることがあったのである。これは、土師器が日用品であったこともさることながら、一五世紀以降、武家儀礼が整備される過程で、饗宴の儀器として一定の消費がなされるようになったことも関係しているのではなかろうか^⑤。あ

らたな大量消費者として、地方の武家階層があらわれたのである。これを新しい様相とみなし、神社による掌握が古相を示すとみる推論が正しければ、『地検帳』がつくられた時代は、神社への従属から転換し、大名・国人領主層と結びついてゆく過渡期^⑥と評価することもできよう。さらに、「ホノギ」名が土師器工人の屋敷地以上に広範に分布していることも加味するならば、それは土師器生産地の集約化と軌を一にした動向ともいえるかもしれない。

すでに一五世紀末ごろの京都では、「さか（嵯峨）のかわらけうり」といった名が史料にみえ、土器を売る人びとが確実に存在していたことがわかるが、『地検帳』でも土器「屋」という呼称を多くみいだすことができた。一六世紀末の土佐国でも、土師器は市場で販売されており、土師器工人がある程度それに携わっていたのである。これは「古市」のような市町と思われる場所に工人が居住していたことからもうかがわれるし、そもそも工人たちの居住が平野部に集中し、山間部には拠点を置いていなかった状況をみても明白だ。

とはいえ、土師器工人が製作だけに集中し、製品を販売して生活をする専門的な職人という面では、なお未成熟であったことには注意しておく必要があるだろう。彼らが「主作」の田地を保有していたり、あるいは他人から耕作を請け負っていた事例にみるように、彼らは農業から一定の収入を得ていたことはまちがいないからである。このような直接的な農業収入にどの程度依存していたかは千差万別であって、工人間で一定の傾向はみいだせないが、ほとんどの工人の保有田地は、せいぜい居住地の郷村内にとどまっており、日常の農作業で対応できる距離内であったことは、土師器工人がまさに「半農半工」的存在であった証左であろう。一方で、先述の町的な場に居住していた土師器工人のなかには、郡をまたがって分散して田地を保有する例もあった。同時に、彼らは他人に耕作を請け負わせる田地の比率も高かった。これらの点を積極的に評価するならば、彼らのようなあり方は、保有田地の耕作は他人に任せ、自らは土師器製作により重点をおくという、專業化の萌芽的様態と評価できるかもしれない^⑦。

このように、農村集落に住む土師器工人と、城下集落や市場集落に住む土師器工人の双方がみられるというあり方は、

先述の寺社従属から転化していく過程に対応した動きを反映しており、そのなかで販売への依存も高まっていたのではないかと推測される。しかしながら、流通が進展したとしても、そこで大きな壁となったのは、製品そのものの脆弱性ではなかったろうか。遠距離への大量輸送に不向きなこの特性は、必然的に土師器の供給圏を小規模なものにし、分散的な工人の分布を生ぜしめた要因ともなったと考えられるのである。近世になると、土師器は国産陶磁器の台頭によって需要が大いに減少し、全国各地でその出土量が激減するが、その背景も想像をたくましくするならば、こうした製品の特質と無縁ではなからう。結局、土師器工人は需要の劇的減少を受けて、専門的な職人には成長し得なかったのである。

① 文明七年三月一七日・四月二六日条ほか。詳細は中井前掲はじめに註①文献を参照。

② 木野愛宕神社（京都市左京区岩倉木野町）には、土師器生産地として知られた木野集落で使用されていた土師器窯を移築復元している。

近世・近代のものと思われるこの民俗例を根拠に、伊野近富や横田洋三はドーム形で地上構築式の土師器窯を想定している。伊野前掲はじめに註⑤文献、横田前掲はじめに註⑤文献。はじめに註⑥でふれた土師器窯跡とおぼしき遺構は、全形を復元できる状況ではないが、規模や窯壁片の状況をみるかぎり、伊野や横田らの推定と矛盾するものではない。

③ 中井淳史「文献からみたモノ資料―法会・神事における土師器の使用―」矢田俊文・水澤幸一・竹内靖長編『中世の城館と集落地』、高志書院、二〇〇五年（のち中井はじめに前掲註①文献に所収）。

④ 脇田前掲前掲第一章註⑤文献、小柳前掲はじめに註⑩文献など。

⑤ 中井前掲はじめに註①文献。

⑥ 大名・国人領主との結びつきを指摘したが、これが「従属」と呼び

得るような強固な関係であったのか、その詳細までは明らかにしない。「土師給」とあるように、検地によって長宗我部氏より土師器工人の田地と承認されたことは確かであるが、その代償として土師器工人が一定量の製品納入を請け負っていたか否かを示す史料は管見のかぎりではみあたらない。

⑦ 『山科家礼記』文明二二（一四八〇）年正月四日条。

⑧ 城下町や市場のように人口密度の高い場所で窯を運用することは、防火という点からみるといささか奇異に感じられる。これについては、一乗谷朝倉氏遺跡群のように、城下地区に土器焼成窯とおぼしき遺構が確認されたとする報告事例もあれば（一乗谷朝倉氏遺跡第一八次調査SⅩ七〇九・七一〇）、伊勢北畠氏の拠点であった多気城下町のように、城下の町屋地区の外側にあたる山裾に土師器生産地を示唆する「ホウロクマチ」という地名のこる例もあり、両様の事例が確認できる。福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館『戦国城下町研究の最前線』（特別展図録）、二〇〇一年。三重県埋蔵文化財センター『北畠氏とその時代』（第二五回三重県埋蔵文化財展図録）、二〇〇六年。

おわりに

以上、かぎられた史料をもとに雑駁な議論をおこなった。土師器が嗜好品ではなく、身分階層を超えて誰しも一定量を必要とするという点で、いわば生活必需品というべき製品であっただけに、また器形や細部形態の地域色が顕著であったために、従来の研究では、厳密な検証を経ぬままに農村における自給自足的な生業と漠然と考えられてきた。本稿で、土佐国という特定の地域ではあるにせよ、一国単位での生産様態を明らかにできた。おおむね郡単位に工人が確実に存在していたというあり方は、以上のような通説的理解を修正するものとなる。また、農業収入にある程度依存し、土地との結びつきが密接であったという土師器工人の姿は、たとえばかつて強調された中世職能民の遍歴性^①とは対照的であり、その点で手工業生産の様態の多様性を示す結果となった。

しかしながら、なお問題点も少なくない。あくまで戦国時代末期という時点での土地保有状況を示すという史料の性格もあり、土師器工人の生産様態の変遷については推測を重ねた部分ものこったし、職人としての土師器工人を論ずるならば他業種の職人との比較が不可欠であるが、そこまでは至らなかった^②。もっとも重要なのは、本稿で示した土師器工人の分布モデルが実際の考古資料によって裏付けられるかの検証であるが、これもまた今後の課題とせざるを得なかった。検証の道のりは決して容易ではないが、まずは叩き台として、大方のご批判を乞うこととしたい。

① 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』、岩波書店、一九八四年など。

② 『地検帳』には土師器工人だけでなく、さまざまな職人名をみだすことができる。山本大らによる整理によれば、『地検帳』にみえる職人は四一業種におよぶ。もっとも多いのは鍛冶（三九九件）で、ついで番匠（二九九件）、紺屋（九三件）、大工（八八件）、土器（四八

件）と続く。雑駁な比較の範囲であるが、彼らも城下集落や市場集落に集住している者もあれば、農村集落に居住している者もあった。また、一定規模の田地を給付されたり、扣職や作職を有する者も存在していた。基本的なあり方として、土師器工人との大きな相違はみられないが、城下町や市場集落のような集住性の高い場所には、紺屋や番匠、鍛冶、大工、大鋸といった職人がほぼ例外なく確認でき、この点

では土師器工人と顕著に異なっている。山本前掲第一章註②文献附表
「長宗我部地検帳による土佐国職人表」(広江清作成)による。ただ

し、ホノギ名だけにあらわれる事例も数えるなど、集計方法は本稿とは異なる。

【附記】本稿は、平成二三〇二五年度日本学術振興会科学研究費補助金(若手B)「中世土器生産体制の考古学・歴史学的研究」(課題番号二三七二〇三八)による成果の一部である。本稿の内容の一部は、就実大学古代史フォーラム(平成二五年十一月)および備前歴史フォーラム(平成二六年三月)にて口頭報告したが、成稿にあたり大幅な加筆修正をおこなった。

(兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科教授)

An Aspect of Haji-Ware Production in the Late Medieval Period: The Case of the Tosa District

by

NAKAI Atsushi

Medieval Haji ware (土師器) is one of the most common artifacts excavated from medieval sites in Japan. It is known that medieval people used this variety of earthenware in various contexts of their lives; in other words, Haji ware was one of the most familiar implements employed by medieval people. A major focus in the study of Haji ware has been how to estimate the age of sites and features chronologically, however, few researchers have addressed the problems of the aspects of Haji-ware production because of the absence of excavated production sites. The commonly accepted view, which has been nebulously stated, is that Haji ware was produced self-sufficiently by each village, but this view is open to question. The purpose of this paper is to introduce a model of medieval Haji-ware production, using the *Chōsokabe chicken-chō* (長宗我部地検帳) as the object of study. The *Chōsokabe chicken-chō* is a cadastral register prepared by the Chōsokabe clan (長宗我部氏), who were the Sengoku-era *daimyō* of Tosa (土佐). This register records accounts of the sizes of properties, place names and the names of owners of residences and fields in Tosa province. In this paper, I collected examples of the residences and fields of potters and the place name Honogi (ホノギ) that was concerned with Haji ware from the *Chōsokabe chicken-chō*.

As a result of this examination, it is clear that Haji ware potters lived in the plains of Tosa and that their households were distributed in a ratio of several to each district. Judging from the case of Haji-ware potters of the Edo period who constructed kilns in their own residences, it can be surmised that the distribution of Haji-ware potter's residences matched distribution in the producing area. So, the range of Haji-ware distribution extended to a single district at most. Haji ware was not a product of self-sufficient communities as the commonly accepted view suggests; it should be thought as a trading product, even if it was traded on a small scale.

Haji-ware potters possessed paddy fields in addition to their residences, and they depended partly on agriculture and partly on pottery for their livelihoods. Most lived in rural villages, but some moved to areas of population concentration nearby the lord's castles and markets. It is likely that some potters intended to become specialists of Haji-ware production. This kind of commercial development in Haji-ware potters and their production should not overlooked

Medieval Haji-ware production did not necessarily rely on advanced technologies, and Haji ware could be made from clay extracted from paddy fields and everywhere. That is, Haji-ware production was one of the simplest pottery industries in medieval Japan. Although from the viewpoint of technology and raw materials, launching the production of Haji ware would have been easy, in point of fact, it was not a simple matter. This was because Haji-ware potters needed to acquire guarantees of mining rights from the feudal lords. This worked to retard unrestricted removal and production by Haji-ware potters. From the investigation of the place name Honogi, I indicate that Haji-ware potters had strong relations with temples and shrines, rather than *daimyō* and *kokujin* (國人) until the sixteenth century. In the background of this characteristic of Haji-ware production were the small-scale supply and dispersible production along with fragility of the product itself. There was large demand for Haji ware in the late medieval period, but the demand fell off in the Edo period due to the development of Japanese ceramic production. Meanwhile, Haji-ware potters didn't develop as a specialist occupation.

In this paper, I present a model of Haji-ware production based on an investigation of late-medieval records. Although it will be necessary to confirm a similar local character from archaeological materials, this model presents the first concrete image of Haji-ware production, and I believe it will prove valuable in the study of the production of medieval earthenware.